

運輸安全マネジメント



令和5年4月1日～令和6年3月31日

達成状況

項目	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
重大事故件数	0	0	0	1	0	0	0	0
交通労働災害事故	0	0	0	0	0	1	0	
酒気帯び及飲酒運転発覚	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車事故情報開示第二条に規定する事故	0	0	0	0	0	0	0	0
第一当事者事故件数	12	12	10	12	10	7	6	
全交通事故件数	16	19	16	14	12	10	9	

令和4年度は全交通事故件数および第一当事者事故件数は削減できましたが、通事故が4件であった次年度は通事故防止の教育を重点項目にします。
内部監査の結果
令和5年2月に全事業所の内部監査を実施。
法定点検が遅れ気味なので、次年度については事前にスケジュール化し、点検後にも点検簿を早目にチェックし遅れないようにする

令和5年度安全目標

- 1 重大事故件数 ゼロ
- 2 交通労働災害事故 ゼロ
- 3 飲酒運転撲滅 ゼロ
- 4 第一当事者事故 前年度対比15%減
- 5 全交通事故件数 前年度対比10%減

令和5年度 乗務員指導教育年間計画表

月	指導項目	実施内容	安全目標
4月	①トラックを運転する場合の心構え	●トラック輸送の社会的重要性 ●トラック事故の社会的影響 ●安全運行の心構え	○交差点及びスクールゾーンでの除行運転防止月間 ○新入学児童・園児の安全確保のための心構え
5月	②トラックの運行の安全を確保するために順守すべき基本事項	●トラック運行に関わる法令 ●義務を果たさない場合の影響の把握	○春の全国交通安全運動 ○過労運転防止月間
6月	③トラックの構造上の特性	●トラックの特性に合わせた運転 ●トレーラーの特性に合わせた運転	○後退時の安全確認月間 ○梅雨時期の運転方法
7月	④貨物の正しい積載方法	●荷荷量の危険性 ●安全輸送のための積み付け・固縛の方法 ●荷崩れ防止のための走行中の注意点	○臨界運転防止月間 ○安全運転強化及び関係諸法令の研修
8月	⑤過積載の危険性	●過積載による事故要因と社会的影響 ●過積載による罰則 ●過積載の防止	○夏の交通安全防止運動 ○一時停止・安全確認月間 ○横断歩道の安全確認
9月	⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項	●危険物の性状 ●危険物輸送の基本事項 ●タンクローリー運行上の注意事項	○秋の全国交通安全運動 ○安全運転強化及び関係諸法令の研修
10月	⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	●適切な運行経路の選択と経路情報の把握 ●許可運送における経路選択	○ライトの早目点検・反射材着用推進運動 ○無理な追越禁止月間 ○道路変更要領の徹底
11月	⑧危険の予測及び回避	●危険予測運転の必要性 ●危険予測のポイント ●危険予知訓練	○正しい運転・明るい輸送運動 ○夜間運転事故防止月間 ○前照灯のこまめな切り替え
12月	⑨運転者の運転適性に応じた安全運転 ○年末・年初の事故防止運動	●適正診断の必要性 ●適正診断結果の活用方法 ○職場安全パトロール	○冬の交通安全防止乗員運動 ○年末年始輸送に関する安全総点検
1月	⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法。	●交通事故の生理的・心理的要因 ●過労運転防止のための留意点 ●飲酒運転防止のための留意点	○急発進・急停止禁止月間 ○飛び出し注意・横断歩道の安全確認
2月	⑪健康管理の重要性	●健康起因の事故と健康管理の必要性 ●健康管理のポイント	○急ハンドル・急ブレーキ禁止月間 ○荷崩れ防止・固縛の徹底
3月	⑫安全性の向上を図る為の装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	●安全性の向上を図る為の装置を使用した場合の適切な運転方法を理解	○歩行者の安全確認月間 ○安全運転強化及び関係諸法令の研修

●印は国土交通省告示第1365号に基づく指導及び監督の指針による

【輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況】
年12回の乗務員ミーティング時に、安全方針に基づき上記の年間の教育訓練計画を策定して、社内報(安全輸送方針)を配布して月次の強化取り組み項目を周知させ、対面にて周知度を確認する。

輸送の安全に関する基本的な方針

～ニッカ運送安全基本方針 安全は価値である～

- 社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させ、自ら社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- 全社員が一人となって運輸安全マネジメントを確実に実施し、業務を遂行することにより継続的に輸送の安全の向上を図ります。
- 輸送の安全に関する情報について積極的に公表し、更なる向上のために活用いたします。

ニッカ運送株式会社 代表取締役 藤原修一

輸送の安全に関する重点施策

- 事業における安全確保が最も重要であることを認識し徹底を図り、関係法令等に定められた事項を遵守する。
 - 経営者並びに管理者は巡回などの機会を持ち、従業員に対して安全確保が最も重要である事を認識し、徹底を図る。
 - 職場において全従業員に対し、関係法令および管理規定の意図するところを理解させ、遵守するように教育する。
- 安全に関する費用・投資を効果的に行うよう努める。
 - 経営者は安全確保に必要な費用及び投資を社内安全衛生会議で検討し、決定して効果的に実施する。
- 安全に関する内部監査を行い、予防措置を講ずる。
 - 安全内部監査を、他拠点の安全管理者により年一回以上実施する。
 - 安全管理者は拠点巡回・社内安全パトロールなどを実施して効果を上げる様努める。
- 安全に対する情報の連絡体制を確立して社内に必要な情報を伝達、共有する。
 - 発生した事故情報は、規定に基づき報告するとともに対応を図る。
 - 事故災害安全対策等、情報を全拠点で共有して安全構築に有効に活用する。
- 安全に関する教育・研修の計画を作成して確実に実施する。
 - 全拠点において効果的な教育研修計画を作成して実施する
 - ニッカ運送全体の安全が向上する様に一人となって安全確保に努める。

運輸安全マネジメント組織図

